

平成16年9月 定例会（第272回）  
10月8日

[今井光子議員反対意見](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）  
諮第一号、行政財産を使用する権利に関する処分に対する異議申立てについての反対意見

[今井光子議員賛成討論](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）  
文化財にかかる地震防災対策に関する意見書（案）

平成16年 9月 定例会（第272回）

平成十六年

第二百七十二回定例奈良県議会会議録 第六号

九月

平成十六年十月八日（金曜日）午後一時五分開議

由本知己・北中路子速記

-----  
出席議員（四十五名）

一番 浅川清仁	二番 上村庄三郎
三番 菅野泰功	四番 奥山博康
五番 荻田義雄	六番 田中惟允
七番 藤本昭広	八番 山村幸穂
九番 田中美智子	一〇番 今井光子
一一番 上田 悟	一二番 山本進章
一三番 中野雅史	一四番 笹尾保博
一五番 神田加津代	一六番 森下 豊
一七番 畠 真夕美	一八番 上松正知
一九番 吉川政重	二〇番 高柳忠夫
二一番 井岡正徳	二二番 岩田国夫
二三番 粒谷友示	二四番 欠員
二五番 中辻寿喜	二六番 安井宏一
二七番 丸野智彦	二八番 辻本黎士
二九番 吉川隆志	三〇番 岩城 明
三一番 田尻 匠	三三番 欠員
三四番 国中憲治	三五番 秋本登志嗣
三六番 小泉米造	三七番 飯田 正
三八番 米田忠則	三九番 松井正剛
四〇番 出口武男	四一番 新谷紘一
四二番 小林 喬	四三番 服部恵竜
四四番 山下 力	四五番 山本保幸
四六番 中村 昭	四七番 梶川虔二
四八番 川口正志	

-----  
欠席議員（一名）

三二番 大保親治

-----  
議事日程

- 一、議第五十三号から議第六十四号、諮第一号、報第二十二号、及び請願第四号  
一、意見書決議の上程と同採決  
一、議員派遣の件

-----  
○議長（米田忠則） これより本日の会議を開きます。

-----  
○議長（米田忠則） この際、お諮りします。

意見書決議の上程と同採決、並びに議員派遣の件を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

-----  
○議長（米田忠則） 初めに、監査委員から現金出納検査結果の報告があり、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

-----  
○議長（米田忠則） 次に、議第五十三号から議第六十四号、諮第一号、報第二十二号、及び去る六月定例県議会より継続審査に付されておりました請願第四号を一括議題とします。

まず、予算審査特別委員会に付託しました各議案の審査の経過と結果について、同委員長の報告を求めます。――十五番神田加津代議員。

◆十五番（神田加津代） （登壇） 予算審査特別委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る九月三十日の本会議において設置され、付託を受けました議案、すなわち「平成十六年度奈良県一般会計補正予算（第二号）」案、条例案並びにその他の議案について、議会の役割である審査・監視機能等の重要性を踏まえ、知事をはじめ関係理事者の出席のもと、三日間にわたり鋭意審査並びに調査を行ったところであります。その経過と結果の概要につきまして、以下順次申し述べることにいたします。

まず、「平成十六年度奈良県一般会計補正予算（第二号）」案につきましては、災害復旧事業として、八月の台風十一号等により被害を受けました道路、河川、農地・農業用施設、林道等にかかる災害の早期復旧を図ることとされ、債務負担行為を合わせ、六億四千九百万円を追加計上されたものであります。併せて、災害関連緊急治山事業について八千三百万円を計上されたところであります。また、公共事業では、国庫補助事業として道路橋りょう整備事業及び交通安全施設整備事業について、十三億八千百万円の追加認証が得られたことから、これを措置されたほか、道路改良事業の促進を図るための債務負担行為の補

正を行うこととされました。なお、県営住宅ストック総合改善事業につきましては、国庫債務負担行為の認証に伴い、減額補正されるとともに、債務負担行為として同額を計上されることとされました。このほか、障害者委託訓練事業、提案公募型の産学官連携研究事業について所要額を計上されたものであります。なお、今回の補正予算案の財源としまして、国庫支出金、県債その他の特定財源のほか、一般財源には、繰越金を充当することとされました。

次に、残余の議案、すなわち、条例の改正及び道路整備事業にかかる委託契約の締結、(仮称)奈良県立図書館の備品の取得等必要な措置を講じられたところであります。

以上審査の結果、議第五十三号から議第五十五号及び議第五十八号から議第六十三号については、全会一致をもっていずれも原案どおり可決することに決しました。

次に、諮第一号「行政財産を使用する権利に関する処分に対する異議申立てについて」であります。審査の結果、全会一致をもって知事の見解どおり、これを棄却すべきであると決しました。

なお、報第二十二号については、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

さらに、委員各位から行政各般にわたる数多くの要望、意見の開陳がありましたが、理事者の答弁により概ね了承されました事項については、本報告で申し上げることを省略することとし、なお、次に列挙する事項については、この実現を強く要望するものであります。

一 「三位一体の改革」については、真の地方分権の確立に向け、地方交付税による財源保障などを国に対して強く求められたい。また、厳しい財政状況について、県民への説明に一層努めるとともに、自主財源のさらなる確保を図られたいこと。

一 「森林環境に関する新たな課税」の導入にあたっては、県民の意見にも配慮し、森林の整備等への効果的な用途の検討を行うこと。

一 審議会等の活性化になお一層努めるとともに、審議の全貌が把握できるよう議事録等の公開の拡大に努められたいこと。

一 県民の立場に立った窓口対応など、県民本位の行政確立のため職員の意識改革にさらに努められたいこと。

一 東南海・南海地震の可能性が高まる中、防災力を高める措置を計画的に講じられたい。また、地域住民の避難先ともなる公立学校等の耐震化を促進するとともに、震度情報ネットワークシステムの運用には、今回の地震発生の際に生じた震度送信障害の反省も踏まえ、万全のうえにも万全を期されたいこと。

一 学研都市高山第二工区など県民生活に大きな影響を及ぼすプロジェクトを進めるにあたっては、県民参加の観点からも、適切に情報開示を進めるなど、説明責任を果たすよう努められたいこと。

- 一 介護給付費が急増する中、介護保険制度の安定的な維持運営は市町村合併の推進にも影響することから、県・市町村間で十分連携して取り組まれない。また、介護予防対策として音楽療法を取り入れるとともに、さらなる普及啓発に努められたいこと。
- 一 少子化対策の推進にあたっては、複合的要素があることから、医療も含めた広範な施策を検討し、国へも要請されたい。また、次世代育成支援行動計画の策定にあたっては、外国人の子育て家庭への支援を含めるとともに、県は特定事業主として範となる行動計画を示されたいこと。
- 一 各分野のカウンセラーについて、全庁的な調整を図るなど、一層の有効活用を検討されたいこと。
- 一 ジョブ・カフェにおいては現行の求職情報の紹介に加え、ハローワークとの連携により、県内外の求人に対して求職手続きを行えるよう検討するとともに、求職相談者の追跡調査の結果を踏まえたきめ細かな対応に努められたいこと。
- 一 大和牛の生産・消費の拡充や県内産米のPRに、なお一層努められたいこと。
- 一 品質管理や環境管理の向上を図るため、建設業者にISOの認証取得を奨めているが、これを入札参加資格にさらに反映するよう検討されたいこと。
- 一 県内建設業者育成のため、橋梁やトンネル等の特殊工事への入札機会の拡大など、入札制度の改善に一層努められたいこと。
- 一 特色ある学校づくり等を目指した県立高校再編が進む中、多様化する教育内容に対応できるよう教員の資質向上になお一層努めるとともに、競技力向上を図るため体育科教員の確保に努められたいこと。
- 一 性同一性障害等多様な要因によって不登校となる児童生徒に対しては、教育研究所等においてきめ細やかに対応されたいこと。
- 一 過積載を生むダンプの不正な車両改造について、改造を行った者への取り締まりなど対応を強化されたいこと。

以上が、予算審査特別委員会の報告であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米田忠則） 次に、決算審査特別委員会に付託しました各議案の審査の経過と結果について、同委員長の報告を求めます。――四十三番服部恵竜議員。

◆四十三番（服部恵竜） （登壇）決算審査特別委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る九月三十日、本会議において設置され、審査の付託を受けました議案、すなわち議第五十六号「平成十五年度奈良県水道用水供給事業費特別会計決算の認定について」、議第五十七号「平成十五年度奈良県病院事業費特別会計決算の認定について」及び議第六十四号「平成十五年度奈良県歳入歳出決算の認定について」の審査の経過と結果をご報告いたします。

いずれの議案も、その内容について調査をし、慎重に審査する必要がありますので、議第五十六号、議第五十七号及び議第六十四号は、全会一致で継続審査とすることに決しました。

よって、地方自治法第百十条第三項但し書きの規定に基づき、議会閉会中においても継続して審査できるよう議決されんことを望みまして、決算審査特別委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米田忠則） 次に、所管の常任委員会に付託しました請願、並びに去る六月定例県議会で閉会中の審査事件として議決されました事項に対する審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務警察委員長の報告を求めます。一一五番荻田義雄議員。

◆五番（荻田義雄） （登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告とさせていただきます。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米田忠則） 次に、厚生委員長の報告を求めます。一一四十五番山本保幸議員。

◆四十五番（山本保幸） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち社会福祉、保健・医療及び生活環境行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米田忠則） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。一一四十二番小林喬議員。

◆四十二番（小林喬） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米田忠則） 次に、建設委員長の報告を求めます。一一二十二番岩田国夫議員。

◆二十二番（岩田国夫） （登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

ご着席願ひ〇議長（米田忠則） 次に、文教委員長の報告を求めます。――四番奥山博康議員。

◆四番（奥山博康）（登壇）文教委員会を代表して、さきの定例会より継続審査とされておりました請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、九月十三日に委員会を開催し、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、請願第四号「高校奨学金制度の改善・充実を求める請願」につきましては、賛成多数をもちまして、引き続き継続審査とすることに決しました。

以上が、付託を受けました請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち学校教育及び生涯学習の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長（米田忠則） 委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、十番今井光子議員に発言を許します。――十番今井光子議員。

◆十番（今井光子）（登壇）少数会派にも討論の機会を認めていただきました関係各位の皆様へ、心からお礼を申し上げたいと思います。

諮第一号、行政財産を使用する権利に関する処分に対する異議申立てについての反対意見を述べさせていただきます。

異議申立人である奈良県労働組合連合会は、平成元年、統一労組懇として発足した時代から一貫して、奈良労働会館の使用を求めて使用許可願を提出してまいりました。平成八年までの八年間は、県の作成した申請書はなく、独自の書類を申請してきましたが、正式手続とはみなされていませんでした。平成十一年の使用の許可申請に対し、それまで何度問い合わせをしても返事がなく、ヒアリングもなく、目的外使用基準も示さず、使用開始期日を過ぎた四月八日に至るまで、申請書に受領印も押さず、事実上の取り下げを勧告し、事務室としての使用を求めていることを知りながら、会議室の使用であれば別途申込みをするように促すなど、極めて不誠実な扱いが行われてきました。

これらの経緯は、地方自治法二百四十四条三項、地方自治体が設置した公の施設に関し、住民が公の施設を利用することについて不当な差別的扱いをしてはならない、さらに、行政財産の目的外使用について定める地方自治法二百三十八条の四第四項に違反するとして裁判が提訴されました。平成十二年三月二十九日、奈良地方裁判所の提訴は棄却されましたが、そこには次のように書かれています。労働会館の目的外使用許可の判断は平等にされるべきであり、奈良県知事において、連合奈良に対して無条件に許可し、その他の申請者に対しては許可しないという取扱いを是正し、公平な取扱いを調整すべきである。奈良県知事において、将来原告から本件同様の正式な使用許可申請がなされるにもかかわらず、右是正を怠ったまま、連合奈良には使用許可を継続する一方、原告に対しては許可しないという事態が年々繰り返されることがあれば、もはや当該不許可処分は、裁量の範囲を逸脱した違法なものとして評価すべき余地が生ずるとしています。平成八年、奈良労働会館はエルトピアにリニューアルし、ほかの労働団体にも事務所の使用許可がされましたが、過去から申請し続けてきた申立人に対しては何の情報もなく、オープン後に申請したときには、既に他団体に使用を許可しており、申立人の入る余地がなかったと、平成十一年五月に提出された異議申立て書に記載されています。

本議案の異議申立てに関する見解の（一）で、県は、労働会館の使用目的は会議室を貸与することであり、年間を通じて事務室として使用することは目的外使用である、どの範囲を目的外使用とするかは、目的外使用の利用状況を勘案してとしておりますが、現在使用している団体は一〇〇%実績があり、逆に申立て団体はゼロの状態、どのように勘案するのか理解できません。県は、平成十三年に労働会館目的外使用許可に係る審査要項を策定し、目的外使用が競合した場合の審査基準を定めています。しかし、この審査基準に基づく判定の結果では、構成員数や産業分類が多い労福協、連合奈良の方が、奈良県の労働者の文化の向上と福利の増進に適合する度合いが大きいとの判断がなされております。構成員数に大きな開きのある現状では、結果が先にあると言わざるを得ません。これは公平な基準と言いがたく、県は、特定の団体だけに便宜を図っていると言うのは失当であると幾ら主張しても、県民を十分納得させることはできません。平成十年以来、申立ては毎年提出されております。裁判の判決から、はや四年が過ぎました。この事態は、判決にある差別的扱いであり、違法と言わざる得ません。

以上の結果、異議申立ては棄却すべきではないと思いますので、反対をいたします。

○議長（米田忠則） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、諮第一号について、起立により採決します。

諮第一号については、予算審査特別委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ます。



起立多数であります。

よって、諮第一号については、予算審査特別委員長報告どおりに決しました。

次に、請願第四号について、起立により採決します。

請願第四号については、文教委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、請願第四号については、文教委員長報告どおりに決しました。

お諮りします。

議第五十三号から議第五十五号及び議第五十八号から議第六十三号並びに報第二十二号については予算審査特別委員長報告どおりに、議第五十六号、議第五十七号及び議第六十四号については決算審査特別委員長報告どおりに、議会閉会中の審査事件については各常任委員長報告どおりに、それぞれ決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起る)

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ委員長報告どおりに決しました。

-----  
○議長（米田忠則） 次に、三十九番松井正剛議員より、意見書第八号、郵政事業の民営化に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、松井正剛議員に趣旨弁明を求めます。――三十九番松井正剛議員。

◆三十九番（松井正剛） （登壇）意見書第八号、郵政事業の民営化に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第八号

郵政事業の民営化に関する意見書（案）

政府は九月十日、郵政民営化の基本方針を閣議決定した。

民営化は「明治以来の大改革である」として、郵便・郵貯・簡保の郵政三事業と窓口ネットワークを分社化し、平成十九年四月の実施に向けて、今後、法案づくりを行うというのが主な内容である。

しかしながら、郵政事業は郵便配達や郵便貯金という国民の生活に直結した事柄だけに、民営化には様々な戸惑いがあるのが実情である。現在の三事業一体の公社形態のままでよいといった意見も極めて多い状況の中で、法案化づくりを強行することは混乱を一層増やすばかりである。政治が国民的合意と納得なしに進めることは民主主義の手續上も大きな問題である。

よって、国におかれては、郵政民営化に当たっては当事者の意見を聴くとともに、郵政事業に対する不安をなくし、地域の利便性を確保して、利用者の立場に立った最善の方策を選択するために慎重に検討されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年十月八日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（米田忠則） 十八番上松正知議員。

◆十八番（上松正知） ただいま松井正剛議員から提案されました意見書第八号、郵政事業の民営化に関する意見書案に賛成いたします。

○議長（米田忠則） 四十七番梶川虔二議員。

◆四十七番（梶川虔二） ただいま松井正剛議員から提案されました意見書第八号、郵政事業の民営化に関する意見書案に賛成をいたします。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第八号については、三十九番松井正剛議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

-----  
○議長（米田忠則） 次に、一番浅川清仁議員より、意見書第九号、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、浅川清仁議員に趣旨弁明を求めます。――一番浅川清仁議員。

◆一番（浅川清仁） （登壇）意見書第九号、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第九号

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書（案）

わが国では、犯罪被害者が事件の当事者でありながら、刑事司法から除外されているなど、長い間、犯罪被害者とその家族は社会的に放置されて孤立し、十分な支援制度もなく、極めて深刻な状態に置かれてきた。

近年、犯罪被害者自身の懸命な努力により、支援する団体も結成され、その権利の確立と支援について社会的な関心が高まる中、平成十二年「犯罪被害者保護関連二法」が制定

され、一定の成果は見られるものの、被害者とその家族等に対する人権擁護や救済措置はいまだ不十分なものである。

治安が悪化し、多くの国民が犯罪被害に対する不安を抱くような現状にあつて、犯罪被害者が被害の回復と支援を求めること等を正当な権利と位置づけ、国と社会の責務として、総合的に被害者を支援する制度等の確立が急務となっている。

よつて、国におかれては、犯罪被害者の権利を明確に位置づける観点から、被害回復のための法的、経済的、精神的な支援制度を抜本的に拡充するとともに、刑事訴訟手続に参加する制度等について早急に検討するなど、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立に向けて全力を尽くされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年十月八日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（米田忠則） 七番藤本昭広議員。

◆七番（藤本昭広） ただいま浅川清仁議員から提案されました意見書第九号、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） 二十二番岩田国夫議員。

◆二十二番（岩田国夫） ただいま浅川清仁議員から提案されました意見書第九号、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第九号については、一番浅川清仁議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（米田忠則） 次に、十二番山本進章議員より、意見書第十号、文化財にかかる地震防災対策に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、山本進章議員に趣旨弁明を求めます。――十二番山本進章議員。

◆十二番（山本進章） （登壇）意見書第十号、文化財にかかる地震防災対策に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。意見書第十号

文化財にかかる地震防災対策に関する意見書（案）

奈良県には、千四百三十件の国宝・重要文化財が保存され、また、史跡・埋蔵文化財等も多数存在している。このため、奈良県は文化財の宝庫といわれ、日本の精神文化の源流地として国内外より多数の人々が訪れ、点在する文化遺産が織りなす文化的景観との相乗効果で人々の憩いの場となっている。

「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、県全域が地震防災対策を推進する必要がある「推進地域」に指定されたところであり、相当な被害が想定され、文化遺産もその危惧にさらされている現状にある。

よって、国におかれては、日本人の心のふるさとである文化遺産を未来の人々に万全に引き継ぐための十分な地震防災対策を講じられるよう、その予算の確保等を強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年十月八日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（米田忠則） 十番今井光子議員。

◆十番（今井光子） ただいま山本進章議員から提案されました意見書第十号、文化財にかかる地震防災対策に関する意見書案に賛成いたします。

○議長（米田忠則） 三十番岩城明議員。

◆三十番（岩城明） ただいま山本進章議員から提案されました意見書第十号、文化財にかかる地震防災対策に関する意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします

意見書第十号については、十二番山本進章議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

-----  
○議長（米田忠則） 次に、四十六番中村昭議員より、意見書第十一号、容器包装リサイクル法の見直しに関する意見書決議方の動議が提出されましたので、中村昭議員に趣旨弁明を求めます。――四十六番中村昭議員。

◆四十六番（中村昭） （登壇）意見書第十一号、容器包装リサイクル法の見直しに関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十一号

容器包装リサイクル法の見直しに関する意見書（案）

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）では、容器包装廃棄物を地方自治体が収集・選別・保管し、製造業者等の事業者がそれを引き取り、再商品化することを義務づけており、各々の役割に応じた費用を負担するしくみとなっている。

しかしながら、地方自治体が負担している収集・選別・保管の費用は事業者の負担よりも大きくなっており、分別収集に積極的に取り組む地方自治体の財政を圧迫しているのが現状である。

しかも、この制度では製造業者等の事業者が真剣にごみ抑制・減量に取り組むインセンティブ（誘因）が働かず、法の目的とする発生抑制・減量の効果は不十分であり、逆に環境への負荷が低いことが明らかなリターナブル容器の激減に拍車をかけているのが実体である。

これらのことは、収集・選別・保管等の費用が製品価格に内部化されない現行制度に起因するものである。

よって、国におかれては、循環型社会形成推進基本法で規定している発生抑制・再使用・再生利用（すなわちリデュース・リユース・リサイクル）の優先順位及び拡大生産者責任の原則を徹底するため、次の事項について容器包装リサイクル法の早急な見直しをされるよう強く要望する。

一 拡大生産者責任の原則をより強化し、地方自治体の収集・選別・保管等に係る負担の軽減を図ること。

一 リデュース・リユース・リサイクルの優先順位で推進する、経済的並びに規制的手法、例えば容器製造時課徴金やデポジット制度、自動販売機への規制等を法制化すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年十月八日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（米田忠則） 十一番上田悟議員。

◆十一番（上田悟） （登壇）ただいま中村昭議員から提案されました意見書第十一号、容器包装リサイクル法の見直しに関する意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） 二十番高柳忠夫議員。

◆二十番（高柳忠夫） ただいま中村昭議員から提案されました意見書第十一号、容器包装リサイクル法の見直しに関する意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十一号については、四十六番中村昭議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

-----  
○議長（米田忠則） 次に、八番山村幸穂議員より、意見書第十二号、介護保険制度の改正を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、山村幸穂議員に趣旨弁明を求めます。――八番山村幸穂議員。

◆八番（山村幸穂） （登壇）意見書第十二号、介護保険制度の改正を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十二号

介護保険制度の改正を求める意見書（案）

介護保険制度は平成十二年四月の施行後五年を目途に、法に基づく制度全般にわたる検討と見直しに着手されている。

この間、高齢化の進行と制度の周知などがあいまって、要介護認定者がスタート時の約二百十八万人から平成十五年十二月には約三百七十六万人へと約七割増加し、広く国民に定着した制度となっている。

ところが、被保険者・受給者の範囲の拡大や給付対象の縮小、利用料の引き上げ、施設入所者の食費・住居費の自己負担の導入などを検討する動きが伝えられ、高齢者と家族、関係者、国民のなかに懸念が広がっている。

介護保険を安心して利用できる制度へ改善することは、国民共通の願いである。

よって、国におかれては、介護保険制度の見直しにあたって、次の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

- 一 県及び市町村の財政負担に対する支援を強化すること。
- 一 保険料・利用料の低所得者向けの免除・軽減制度を国の制度として整備すること。
- 一 軽度の要介護者への給付制限は行わないこと。
- 一 特別養護老人ホームをはじめとする基盤整備及び介護予防対策の拡充を図ること。
- 一 保険料・利用料の引き上げなどにより、高齢者、家族の負担を増やさないこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年十月八日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（米田忠則） 二番上村庄三郎議員。

◆二番（上村庄三郎） ただいま山村幸穂議員から提案されました意見書第十二号、介護保険制度の改正を求める意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） 三十四番国中憲治議員。

◆三十四番（国中憲治） ただいま山村幸穂議員から提案されました意見書第十二号、介護保険制度の改正を求める意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十二号については、八番山村幸穂議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

-----  
○議長（米田忠則） 次に、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第九十四条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決します。

-----  
△議員派遣の件

平成十六年十月八日

次のとおり議員を派遣します。

一 平成十六年度奈良県出身南方諸地域戦没者慰霊祭

（一）目的

沖縄をはじめとする南方諸地域における奈良県出身戦没者柱に哀悼の意を表し、その冥福を祈る。

（二）場所

沖縄県糸満市米須

「大和の塔」

（三）期間

平成十六年十一月十五日（月）～十六日（火）

（四）議員名

山本保幸

二 第四回都道府県議会議員研究交流大会

（一）目的

都道府県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議会間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資する。

(二) 場所

東京都千代田区平河町二一四一一  
都市センターホテル三階コスモホールほか

(三) 期間

平成十六年十一月十日（水）～十一日（木）

(四) 参加者

奥山博康 藤本昭広 畠 真夕美 井岡正徳  
安井宏一 田尻 匠 小泉米造 松井正剛  
新谷紘一 服部恵竜

-----  
○議長（米田忠則） 以上をもって、今期議会に付議されました議案は、継続審査となった議案三件、請願一件を除き、すべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じます。

-----  
○議長（米田忠則） これをもって、平成十六年九月第二百七十二回奈良県議会定例会を閉会します。

△閉会式

○議長（米田忠則） （登壇）九月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

九月二十一日の開会以来本日まで、議員各位におかれましては、付議されました一般会計補正予算等の議案及び県政の重要課題を終始熱心に調査、審議いただき、継続審査となりました平成十五年度歳入歳出決算の認定など議案三件及び請願一件を除き、他の議案はすべて議了し、ここに無事閉会の運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえません。

会期中の議員各位のご協力に対しまして、心から感謝を申し上げる次第です。

知事をはじめ理事者各位には、議会審議に寄せられました真摯な態度に心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましては、十分に尊重され、今後の県政の執行に反映されますよう望むものであります。

さて、ようやく秋の気配も深まってまいりました。皆様方におかれましては、どうかお体を十分ご自愛いただき、県勢発展のため一層ご活躍を賜りますようお願い申し上げます。

終わりになりましたが、会期中における報道関係者各位のご協力に対し厚くお礼を申し上げます。閉会のごあいさつといたします。



◎知事（柿本善也）（登壇）九月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る九月二十一日に開会されましたこのたびの定例県議会におきましては、一般会計補正予算案をはじめ条例の改正、その他の案件につきましてご審議をいただきましたが、継続審議となりました平成十五年度決算の認定を除きまして、いずれも原案どおりご議決またはご承認いただきまして、本日ここに閉会の運びに至りましたことは、県政のため誠に同慶にたえないところでございます。

会期中、議員各位より賜りましたご意見、ご提言等につきましては、ただいま議長からお述べいただきましたが、これを尊重いたしまして、今後の県政運営に遺憾のないよう努めてまいる所存でございます。

議員各位におかれましては、ご健康にご留意いただき、今後とも県勢発展のため一層のご活躍をいただきますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

△午後一時五十九分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長	米田忠則
同 副議長	吉川隆志
署名議員	岩田国夫
署名議員	粒谷友示
署名議員	中辻寿喜